

# 第1章 都市計画マスタープランとは

## 1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

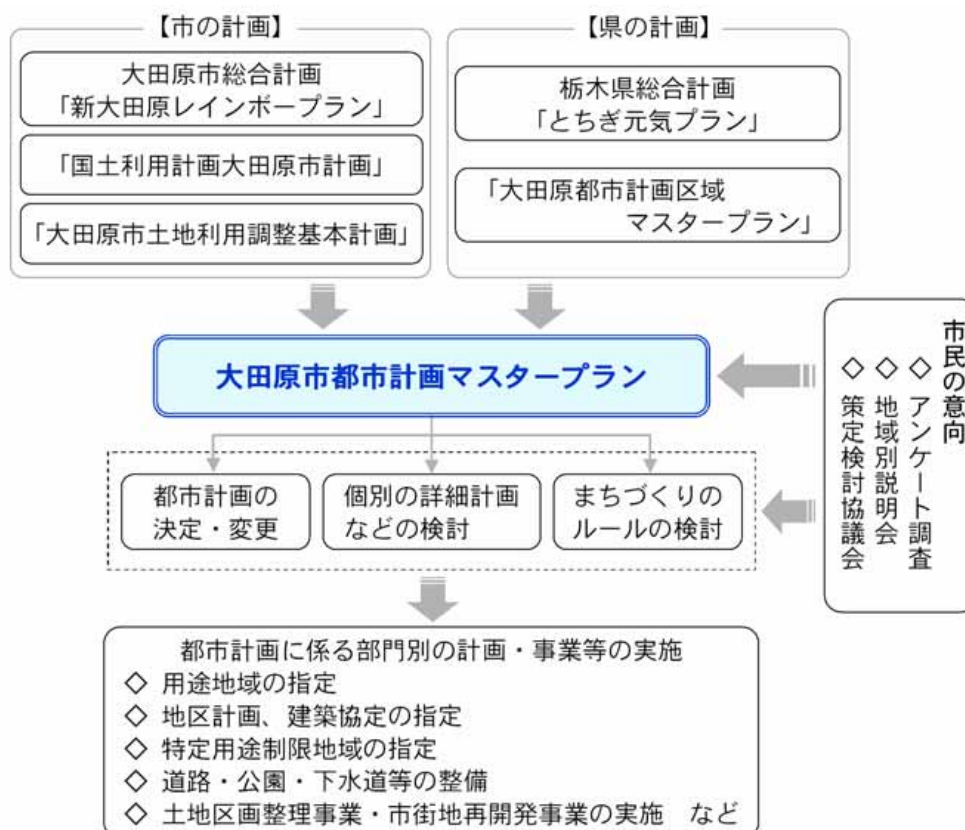
「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に基づいて策定される計画であり、市町村自らが定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられています。

都市計画マスタープランは、次の2つの役割を担っています。

- ① まちづくりを進めるにあたり、市民や事業者、関係自治体に対して、まちづくりに対する市町村の基本的な考え方や姿勢、目指すべきまちの将来像を明らかにし、まちづくりに対する理解・協力を促す。
- ② 用途地域をはじめとする地域地区や地区計画、道路、公園、下水道等の都市施設、土地地区画整理事業、市街地再開発事業など、市町村が定める都市計画を決定・変更する上での根拠・指針となる計画。

本市においても、平成17年の市町村合併を受けて、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」をはじめ、大田原市の総合計画となる「新大田原レインボープラン」、市の土地利用に関する基本的な方針を定めた「国土利用計画大田原市計画」などの上位計画に即して、新大田原市としてのまちづくりのあり方を示した指針書として「大田原市都市計画マスタープラン」を策定しています。

### 《都市計画マスタープランと各種計画との関係》



## 1 - 2 対象区域と目標年次

---

本計画の対象区域は、将来的な都市計画区域の拡大を見据え、現在都市計画区域に指定されていない地域（湯津上、黒羽地区）を含む大田原市全域とします。

また、本計画の目標年次は概ね 20 年後の平成 37 年（2025 年）とします。ただし、社会や地域の情勢に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

## 1 - 3 本計画の構成

---

本計画は、大きく分けて次の 4 つの方針によって構成されています。

### ①「都市づくりの基本方針」

本市の都市づくりにあたっての骨格となる、将来像や将来フレーム、将来都市構造などを示します。

### ②「全体構想」

「都市づくりの基本方針」に基づいて、土地利用や交通体系などの分野ごとに市全体の方針を示します。

### ③「地域別構想」

市域を 10 地域に区分し、各地域の特性を踏まえた将来像と具体的なまちづくり方針を地域ごとに示します。

### ④「計画の実現に向けて」

「都市づくりの基本方針」、「全体構想」、「地域別構想」に掲げたまちづくりを実現していくために、必要となる考え方や方策を示します。